

相談の窓口

1) 保健福祉総合センター

(1) 保健センター

妊婦さんから乳幼児期のお子さんご家族の健康や、お子さんの発育・発達、育児に関する相談に医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職が応じています。

【問合せ】各保健センター（P.39参照）

(2) 子育て支援課

・家庭児童相談

0歳から18歳未満の児童の養育に関する様々な問題について、訪問や相談指導を行っています。

・地域子育て支援

子育て情報の発信、子育て相談、子育てサークルの支援、交流の場の提供などを行っています。

なお、以下の区には、就学前児童とその保護者が交流できる常設の子育てひろばがあります。子育ての相談なども行っています。利用時間は各子育てひろばへお問い合わせください。

区役所子育てひろば ※子どものみを預かることはできません。

区	ひろば名称	場所
中	うきうきルーム	中区深井沢町2470-7（中区役所内）
東	にこにこルーム	東区日置荘原寺町195-1（東区役所内）
西	ほほえみルーム	西区鳳東町6丁600（西区役所内）
南	みみちゃんルーム	南区桃山台1丁1-1（南区役所内）
北	ゆめひろば	北区新金岡町5丁1-4（北区役所内）
美原	みはらっこわくわくルーム	美原区黒山167-9（美原区役所別館内）

【問合せ】各区子育て支援課（P.39参照）

(3) 地域福祉課

障害福祉の窓口として、身体障害者（児）や知的障害者（児）の方からのいろいろな相談を受けています。手帳の交付や手当の給付、障害福祉サービスの申請などの各種福祉制度の受付や相談を行っています。

・聴覚障害者相談員

聴覚障害者相談員を配置し（9時から16時）、聴覚障害者の方に対して日常・社会生活上の各種相談に応じています。

【問合せ】各区地域福祉課（P.39参照）

2) 障害者基幹相談支援センター

障害がある人やその家族等からの相談に応じ、地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、関係機関と連携しながら支援する機関です。

【問合せ】各区障害者基幹相談支援センター等（P.41参照）

3) 子ども相談所（児童相談所）

子どもに関する様々な相談をお受けする機関です。相談の内容によって、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが、問題解決に向けて一緒に考え必要な支援を行います。また、必要に応じて、子どもの保護や施設入所手続きなども行います。

また、障害児についての相談や施設利用の手続き等を行うとともに療育手帳の判定を行っています。

【問合せ】子ども相談所（P.40参照）

4) こころの健康センター

市民のこころの健康の増進、こころの病の予防や知識の普及、精神障害者の社会復帰、福祉の促進を目的にさまざまな業務を行っています。「こころの電話相談」「ひきこもり相談電話」で電話相談を行っています。

また、専門相談として、ひきこもり、薬物依存、ギャンブル等依存、自死遺族の方や性暴力被害に遭われた女性のための心理カウンセリングを行っています。

来所相談には事前に予約が必要です。

【問合せ】

こころの電話相談 243-5500(月曜日から金曜日、9時から12時、12時45分から17時)

ひきこもり相談電話 241-0880(月曜日から金曜日、10時から12時)

こころの健康センター（P.40参照）

5) ユースサポートセンター

（子ども・若者総合相談センター・堺地域若者サポートステーション）

ひきこもり、不登校、ニート、非行などの困難を抱える子ども・若者（49歳以下）やその家族、関係者からの相談及び就職等の自立に向けた支援を行っています。来所相談は、電話で事前の予約が必要です。

【問合せ】ユースサポートセンター（P.41参照）

6) 障害者更生相談所

身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が併設された行政機関です。

障害者更生相談所では、障害者の自立と社会参加をすすめるために、医師・ケースワーカー・心理判定員などが専門的な立場から相談を受けたり、必要に応じて医学的、心理的及び職能的判定を行います。18歳以上の身体や知的に障害のある人やその家族などの相談をお受けいたします。利用する場合は、各区地域福祉課に相談してください。

【問合せ】障害者更生相談所（P.40参照）

7) 発達障害者支援センター アプリコット堺

発達障害（疑いを含む）のある方とご家族及び関係機関からの相談をお受けし、情報提供、発達支援、就労支援などを行います。発達障害の正しい理解や支援の方法を広めるための研修活動や啓発も行います。相談は予約制です。まずはお電話ください。

【問合せ】発達障害者支援センター アプリコット堺（P.41参照）

8) さかいっこひろば

あそびの場・つどいの場の2つのスペースに子育て親子が集まり、憩い・交流できる広場です。こどもの成長・発達や子育てに関して、スタッフに気軽に相談することができます。プライバシーが確保できる相談室もあります。心理士などの専門スタッフが、子育てに関するさまざまな悩みや発達などの相談に応じるとともに、未就学児を対象に必要なに応じて医師の専門相談もお受けしています。

所在地	TEL・FAX	受付時間帯	交通機関
堺区三国ヶ丘御幸通 1 5 4 番地ジョルノ3階	TEL 275-7601 FAX 275-7609	毎日10時～17時 ※年末年始（12月30日から1月3日まで）および施設休館日 ※心理士による相談は10時～16時（月～金）	南海高野線 堺東駅

【問合せ】子ども育成課（P.40参照）

障害支援課（P.40参照）

9) 4・5歳児発達相談

こどもの発達や成長に関する心配や気になること、育てにくさ等に関する相談に対し、専門の小児科医師による問診や診察、心理士によるこどもへの行動観察等を実施します。費用は無料です。対象は、市内在住の4歳児です。ただし、既に療育や医療を受けているお子さんの相談は、原則お受けしていません。

【申し込み先】 保護者の方が事前に発達支援コーディネーター（障害支援課）まで電話で予約してください。申し込み先は保健センターではありません。

【予約受付時間】 月曜日から金曜日までの9時から17時まで

【実施場所】 各保健センター及びさかいっこひろば

【問 合 せ】 障害支援課（P.40参照）



10) 教育委員会 学校教育部 支援教育課

小・中学校への就学・進学にあたって不安があったり、特に配慮を必要とする児童生徒（例えば、知的発達の遅れ、自閉的傾向、言葉の障害、視覚障害、聴覚障害、身体障害、病弱や身体虚弱の子ども）の保護者の相談に応じています。

【問合せ】教育委員会 支援教育課（P.40参照）

11) 教育委員会 教育センター 企画相談課 教育相談グループ

小・中学生とその保護者を対象に面接による教育相談に応じています。予約制のため、まずはお電話ください。

相談名称	所在地	TEL	受付時間帯	交通機関による最寄り駅等
ソフィア教育相談	中区深井清水町1426 ソフィア・堺5階	270-8121	(火)～(土) 9時～17時30分	泉北高速鉄道 深井駅
ふれあい教育相談	堺区協和町2丁61-1 人権ふれあいセンター3階	245-2527	(火)～(土) 9時～17時30分	南海バス 旭ヶ丘北町

また、子ども電話教育相談「こころホーン」で24時間相談に応じています。TEL 270-5561

12) 社会福祉協議会

「ボランティアを頼みたい」「ボランティアをしたい」等のボランティアに関する様々な相談や地域福祉活動（子育てサロンなど）の支援を通じ、障害の有無に関わらず誰もが安心して生活を送るための地域づくりをすすめています。

【問合せ】社会福祉協議会各区事務所（P.41参照）

13) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員は社会福祉の増進のため、地域住民の相談支援活動を行うボランティアとして、障害者や児童、高齢者、生活に困っている方等の相談対応や、保健福祉総合センターなどの関係機関の業務に協力しています。

また、主任児童委員は児童福祉に関することを専門的に担当し、民生委員・児童委員と協力して、青少年健全育成活動や子育て支援活動に取り組んでいます。自宅には「堺市民生委員児童委員」「堺市主任児童委員」の門標を掲げています。

【問合せ】長寿支援課（P.40参照）



14) ダブルケア相談

ダブルケアとは？

同時期に子育て（18歳未満の子どもや孫）と介護の両方を行っている状態です。

ダブルケア相談窓口

子育てと介護のお悩みに関する相談に対応し、必要に応じて情報提供や助言・関係機関との連絡調整など総合的に支援します。

知識豊富な専門職員（保健師、看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）がお話を伺います。

【窓口開設時間】

原則、月曜日～金曜日9:00～17:30（土・日・祝日・年末年始を除く。）
面接、電話での相談が可能です。

法人名	所在地	TEL	FAX
堺基幹型包括支援センター	堺区南瓦町 3-1 (堺市役所本館内)	228-7052	228-7058
中基幹型包括支援センター	中区深井沢町 2470-7 (中区役所内)	270-8268	270-8288
東基幹型包括支援センター	東区日置荘原寺町 195-1 (東区役所内)	287-8730	287-8740
西基幹型包括支援センター	西区鳳東町 6-600 (西区役所内)	275-0009	275-0140
南基幹型包括支援センター	南区桃山台 1-1-1 (南区役所内)	290-1866	290-1886
北基幹型包括支援センター	北区新金岡町 5-1-4 (北区役所内)	258-6886	258-8010
美原基幹型包括支援センター	美原区黒山 167-1 (美原区役所内)	361-1950	361-1960

ダブルケアの方が利用できるサービス

◎子育てに向けて

・認定こども園・保育所などの利用への配慮（加算項目の対象）

◎介護に向けて

・特別養護老人ホームへの入所基準の緩和

・緊急の家族支援策としての高齢者ショートステイ事業の利用日数を30日に延長

※介護保険外サービスになりますので、要介護認定を受けていない方が利用できます。

【問合せ】長寿支援課（P.40参照）



15) おおさか精神科救急ダイヤル

かかりつけの医療機関が診療を行っていない夜間・休日において、こころの病気の緊急時に、必要に応じて精神科救急医療機関などをご案内します。

おおさか精神科救急ダイヤル TEL 0570-01-5000

16) 障害者就業・生活支援センター

就労を希望する障害のある方の相談に応じ、就職や職場定着及びそれに伴う社会生活上の支援を行っています。

【問合せ】障害者就業・生活支援センター (P.41参照)

17) 難病患者支援センター

小児慢性特定疾病・指定難病の患者等及びその家族が交流し、情報交換等を行う拠点として、学習会・交流会の開催、神経難病・膠原病の電話医療相談、就労相談、仲間相談、療養生活相談等を行っています。

【問合せ】難病患者支援センター (P.41参照)

18) 生活リハビリテーションセンター

主に脳の病気やケガが原因で生じた身体障害や高次脳機能障害に関する相談支援、情報提供、普及啓発などを行っています。

【問合せ】生活リハビリテーションセンター (P.41参照)

19) 重症心身障害者（児）支援センター ベルデさかい

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害者（児）の支援拠点として、本人、家族からの相談に応じるとともに、生活介護事業、短期入所事業などを実施しています。

【問合せ】重症心身障害者（児）支援センター ベルデさかい (P.53参照)

20) 視覚・聴覚障害者センター

視覚・聴覚障害者に対する点字図書・字幕入りDVD等の貸出、ボランティア養成・育成、コミュニケーション支援等を行っています。

【問合せ】視覚・聴覚障害者センター (P.41参照)

21) 大阪府立堺聴覚支援学校（きこえとことばの相談センター）

聴覚障がいのある3歳児から中学生までが通う学校です。難聴発見後まもない乳幼児、地域の保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校に通う聴覚障がい児やきこえやことばに不安のある子どもの相談や支援も行っています。

【問合せ】大阪府立堺聴覚支援学校 (P.41参照)

出産後の利用制度・病気や障害の場合の支援等

1) 乳児家庭全戸訪問

赤ちゃんが生まれたらおおむね生後4か月頃までにご家庭を訪問します。（次の①②のどちらかの訪問です。）

①こんにちは赤ちゃん訪問

身近な地域の保育施設の保育士等が子育てに関する情報提供を行います。

※申込み不要。訪問日時はハガキでご案内します。

【問合せ】各区子育て支援課 (P.39参照)

②新生児訪問指導

助産師等が訪問指導(母子の健康相談、体重測定)、子育てに関する情報提供等を行います。

※申込み要。電子申請または母子健康手帳別冊に添付の「出生連絡票訪問依頼票」でお申し込みください。

【問合せ】各保健センター (P.39参照)

訪問依頼票を提出されたご家庭や、低出生体重児、多胎児などのご家庭へは、助産師もしくは保健師が訪問します。

【問合せ】各保健センター (P.39参照) 各区子育て支援課 (P.39参照)

2) 低体重出生の届出

出生体重が2,500g未満であった時は、その旨を届け出ることが母子保健法で義務付けられています。

母子健康手帳別冊「出生連絡票兼訪問依頼票」（電子申請可）に必要な事項を記入し、お住まいの区の管轄の保健センターへ提出してください。

【問合せ】各保健センター (P.39参照)

3) 養育医療の給付

体重が2,000g以下などで、入院が必要な乳児を対象に、指定医療機関で行った医療の費用（自己負担分）を公費負担します。

申請書は堺市ホームページよりダウンロードできます。

堺市ホームページ

養育医療

検索

クリック

【問合せ】各区子育て支援課 (P.39参照)

4) 療育医療費（結核児童に対して）の給付

結核にかかっていて、長期入院治療を必要とする18歳未満の児童を対象に、指定医療機関において必要な医療を行うとともに学用品、日用品の給付を行い、これに要した費用（自己負担分）を所得に応じて公費負担します。

【問合せ】子ども育成課 (P.40参照)

5) 自立支援医療費（育成医療）の支給

身体上に障害又は疾患があり、当該障害又は疾患に対して医療を行わないと将来障害を残すとみられる児童（18歳未満）で、指定医療機関における手術等の治療によって確実な治療効果が期待できるものを対象に、医療に要した費用を所得に応じて公費負担します。対象となる障害は、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、音声言語障害、内臓機能障害です（内科的治療は除きます。）。また、支給対象者のうち、補装具治療が必要な児童にはこれに要した費用（自己負担分を除いた額）を支給します。

申請書は堺市ホームページよりダウンロードできます。

堺市ホームページ

育成医療 支給

検索

クリック

【問合せ】各区子育て支援課 (P.39参照)